

○ 道路標識意見箱（通称「標識BOX」）の開設について

平成元年4月26日

交規発第604号

交通部長

近年の道路交通の過密、複雑、混合化の進展とともに、交通規制の複雑化も多様化が余儀なくされている。これに伴い、道路標識等の設置数の増大、標識内容の複雑化が進み、視認性及び識別性等に影響を及ぼしていることから、適正な道路標識等の維持管理に資するため、道路利用者からの意見を受け付ける窓口として、道路標識意見箱（通称「標識BOX」）を下記により、開設することとしたので連絡する。

記

1 開設の目的

道路標識等の設置管理は、交通管理者（警察）及び道路管理者双方で行っており、一般市民には必ずしも明確に認識されて以内のが現状である。これらを踏まえて交通管理者、道路管理者双方に道路標識意見箱（通称「標識BOX」）を開設し、道路利用者からの意見を設置管理区分にかかわらず受理し、これを双方の「標識BOX係」において送付しあい、又は双方で協議しながら道路標識等の維持管理の徹底に資しそうとするものである。

2 開設の場所

警察本部交通部交通規制課及び県土木部道路維持課内に「標識BOX」を開設する。

以下、省略。